

## ごみを減らしましょう ～ぎふ食べきり運動～

食べられるにも関わらず捨てられている食品（食品廃棄物）は、全国で年間約643万トンに上り、特に宴会では多くの食べ残しが発生しています。

食品廃棄物を減らすため、身近にできることから取り組んでみましょう。

### 宴会での取り組み ～3010(さんまる・いちまる)運動の実践～

- ・乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
- ・終了10分前には、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

### 家庭での取り組み

- ・買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけを購入しましょう。
- ・食材はできるだけ無駄なく使いきるようにしましょう。
- ・調理は食べきれぬ量だけを作りましょう。

県では、食品ロス対策の一環として、食品廃棄物を削減するための「ぎふ食べきり運動」に協力いただく飲食店・企業を募集しています。

**【問合せ先】** 県廃棄物対策課 総合対策係 ☎272-8214

3010運動とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。これからの宴会シーズンにぜひ実践してみよう!



## 事業系ごみは町内のごみ集積所に出せません

事業系ごみは法律で、事業者自らの責任により処理しなければならないものと定められています。事業系ごみを町内のごみ集積所に出すことは、自らの責任で処理していることにあたりませんので、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約するか、事前に役場環境経済課で手続きの上、(株)高島衛生ごみ積替施設への直接搬入をご利用ください。

### ◎事業系ごみとは

店舗や工場、事務所から出るごみをはじめ、営利・非営利、民間・公共を問わず、日々の生活から出るごみ(家庭系ごみ)以外の、一定の目的をもって行う事業により出るごみのことです。

### ◎ご注意ください!!

- ・事業系ごみは質や量に関わらず事業活動に伴って発生したごみのことを言います。少量であったり家庭系ごみと変わらないごみであっても町内会のごみ集積所に出すことはできません。
- ・事業所と住宅が併用の場合でも、必ず家庭のごみと事業に伴って出るごみを分けてください。

**【問合せ先】** 環境経済課 ☎388-1114

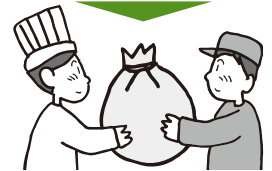


### 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の運搬は、自ら行うか、許可業者に依頼します。



### 自己搬入



### 許可業者が収集・運搬

町ごみ処理施設 民間許可業者 古紙問屋(紙のみ)

事業系一般廃棄物の処分は、町が定める搬入先などで行います。

## 寄附

**【レジ袋有料化還元基金寄附金】** ピアゴ笠松店  
町では、環境保全活動に活用させていただきます。

現金 76,025円